

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

中小企業や小規模事業者は、日頃の事業活動をとおして地域経済の循環や雇用機会の創出等に極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は大規模な自然災害や感染症等の予期せぬリスクにより、事業活動の継続に支障をきたすケースが生じている。

そこで、地域経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営の強靱化に資するため、改正小規模事業者支援法における「事業継続力強化支援」に則り、様々な災害や感染症等に対する防災・減災対策を支援するべく本計画を策定する。

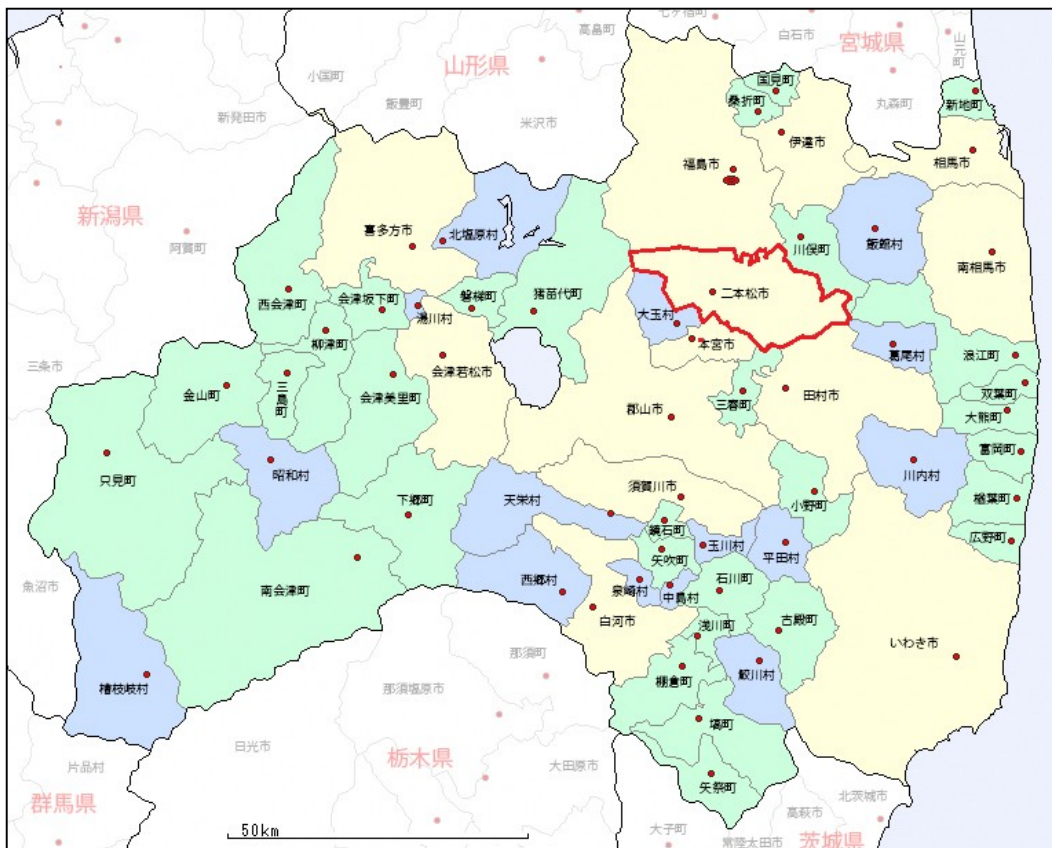
なお、本計画の策定にあたっては、二本松商工会議所並びにあだたら商工会、二本松市が共同で事業を実施する。

1 二本松市の現状

【地域の概要・立地】

二本松市は福島県の中通り北部に位置する人口 49,620 人（令和7年7月1日現在）の城下町である。詩人・高村光太郎の「智恵子抄」にも詠われ、日本百名山にも選定されている安達太良山や阿武隈川等の自然資源、日本百名城の一つでもある二本松城（霞ヶ城）、「提灯祭り」、「菊人形」、岳温泉等の豊かな観光資源を有し、藩政時代より連綿と続く酒造業や家具、和菓子製造業などが市の主要産業を形成している。

また、東は川俣町、浪江町、葛尾村、西は猪苗代町に接し、南は大玉村、本宮市、田村市、三春町、北は福島市といった各市町村に接しており、会津地方と浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市である。



【二本松商工会議所・あだたら商工会の管轄について】

当市は、平成 17 年に旧二本松市・旧安達町・旧岩代町・旧東和町の合併により誕生。1 市 3 町の各自治体には従前より商工会議所と商工会が存在していた。

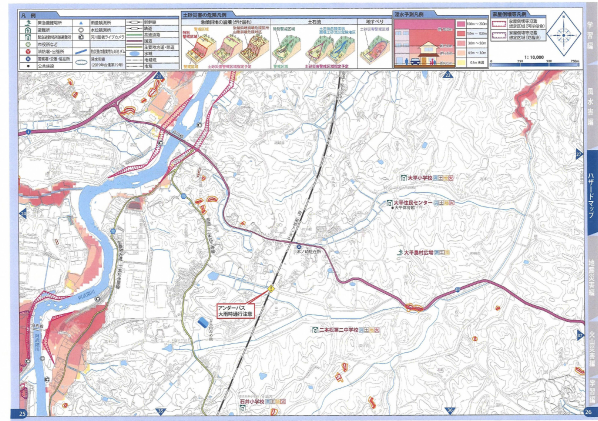
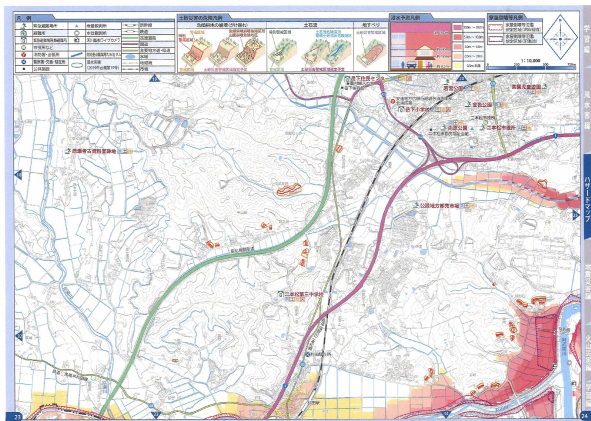
合併による区域の変遷により二本松商工会議所は旧二本松市を、あだたら商工会は旧安達町・旧岩代町・旧東和町を管轄している。



(1) 地域の災害リスク

【洪水：二本松市総合ハザードマップ】

「二本松市総合ハザードマップ（令和 5 年 3 月改定版）」によると、水防法の規定によって阿武隈川、油井川、杉田川及び水原川の周辺において床上浸水となる 50 cm から、最大で 10m の浸水が予想されている。



【土砂災害：二本松市総合ハザードマップ】

「二本松市総合ハザードマップ（令和 5 年 3 月改定版）」によると、二本松地域の市街地において観音丘陵沿いに多くの土砂災害警戒区域等が指定されており、急傾斜地の崩落、または土石流が発生する恐れがある範囲に、多くの小売業・サービス業が存在している。

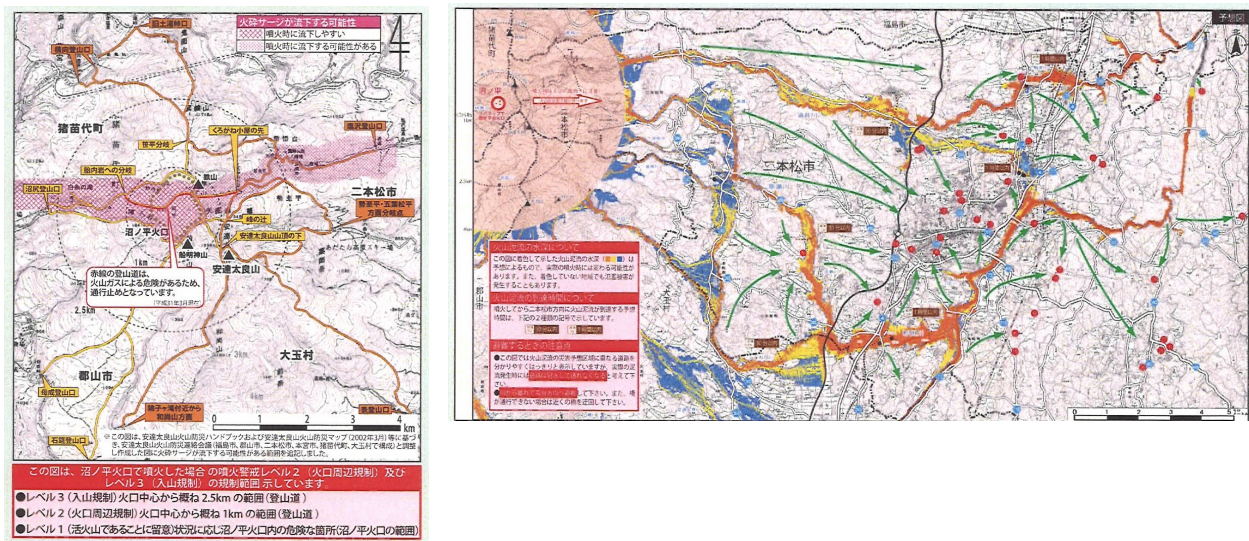
また、あだたら商工会が管轄している岩代地域の市街地においても多くの土砂災害計画区域等が指定されており、急傾斜地の崩落が発生する恐れがある範囲に多くの小売業・サービス業が存在している。

【地震：J-SHIS、二本松市地震防災マップ】

J-SHIS（地震ハザードステーション）の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で数%~10%の範囲の確率で発生すると示されている。また、二本松市地震防災マップにおける「揺れやすさマップ」においては、市街地のほぼ全てにおいて起こりうる最大震度は6強と示されている。

【火山：二本松市総合ハザードマップ、安達太良山火山防災マップ】

二本松市西部には日本百名山に名を連ねる安達太良山が存在し、その景観による恩恵を大きく受けているが、その一方で活火山に位置付けられている。直近の記録では1900年の噴火で火砕サージを発生させ、死者も発生している。安達太良山火山防災マップでは、安達太良山に1m程度の積雪がある状態で大規模な火山噴火が発生した場合、火山泥流が発生し、岳温泉地内を始め、原瀬川、杉田川、油井川、弘川を火山泥流が下り、その周辺に大きな被害をもたらすことを示している。



【感染症、サイバー攻撃等】

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

安達地方3市町村で構成する安達地方広域行政組合では、新型コロナウイルス感染症から住民及び医療従事者を守り、医療体制の維持継続を図るため、安達地方発熱外来が設置された。

また、本市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

【その他】

市内の阿武隈川流域、その支流である油井川、移川、小浜川、口太川、若宮川などにおいては、これまでの数々の水害に見舞われてきた。特に令和元年の台風第19号において、大雨、洪水、内水被害、土砂災害等、広範囲に大きな被害を及ぼした。この台風により、本市では人的被害に加え、住宅被害は400棟以上にのぼった。

本市では例年、降雪は平野部で多くても数十cm程度だが、平成26年2月には記録的な豪雪が発生するなど、十数年に一度は豪雪に見舞われる傾向がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,329 者（二本松商工会議所管内：1,440 あだたら商工会管内：889）
  - ・小規模事業者数 1,619 者（二本松商工会議所管内：993 あだたら商工会管内：626）
- ※令和3年度経済センサスより

業種分類	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業	250	163	各工業団地（宮戸・平石高田・永田・小沢等）を中心に、市内に点在。
建設業	339	291	市内に点在している。
卸・小売業	560	346	中心市街地及び市内各地に点在。
サービス業	916	653	中心市街地及び市内各地に点在。
その他	264	166	市内各地に点在。
合計	2,329	1,619	

(3) これまでの取組

【二本松市の取組】

- 「二本松市地域防災計画」の策定  
二本松市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市や防災関係機関がその全ての機能を発揮して必要な措置を定め、総合的な防災事務と業務を遂行することで市民の生命・身体及び財産の保護と被害の軽減を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として、「二本松市地域防災計画」を策定している。
- 二本松市地域防災訓練の実施  
二本松・安達・岩代・東和の4地域のうち毎年会場（地区）を替え、実施している。
- 備蓄物資（令和7年3月31日現在）  
二本松市が備蓄している物資項目は、アルファ化米、クッキー、保存水、液体ミルク、その他避難所運営に必要な物品となっている。
- 「二本松市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定  
二本松市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、「二本松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

【二本松商工会議所の取組】

- 事業所BCPに関する国の施策の周知  
事業所巡回時や施策普及ノートを活用して周知。
- 事業者BCPセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知すると共に、策定の必要性を啓発した。※セミナーの開催内容は以下のとおり。

日時	演題	講師
R3.12.24	迫りくる自然災害（豪雨・台風・地震等）から、従業員や会社を守る！ 事業継続計画（BCP）セミナー	東京海上日動火災保険(株) 良本 高基 氏 (有)アドバイス 高橋 直之 氏
R4.12.13	迫りくる自然災害（豪雨・台風・地震等）から、従業員や会社を守る！ 事業継続計画（BCP）セミナー	東京海上日動火災保険(株) 大畑 雄佑 氏

R6. 2. 14	多発する自然災害と事業継続への備え	東京海上日動火災保険(株) 良本 高基 氏
R6. 10. 23	NHK防災講習会	NHK福島放送局 松本 千裕 氏
R7. 12. 3	事業継続力強化計画策定セミナー ～事業と雇用を守る！～ ※あだたら商工会と共催	独立行政法人中小企業基盤 整備機構 小島 公一 氏

○東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上開催保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)等の保険会社と連携した各種損害保険への加入促進

<ビジネス総合保険制度>

賠償責任リスクや事業休業の補償、財産・工事に係る保証を一本化した制度。

災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）に遭った際の休業損失を補償している。

<業務災害補償プラン>

労災事故が発生した際の従業員に対する補償や、労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を保証する制度。

○事業継続力強化支援計画の実施状況

項目	成果（令和3年度～令和7年度）
市内小規模事業者に対する事業者BCPの策定に係る指導	計14者
事業継続力強化に関するセミナー	年1回（計5回）
各損保会社と連携した損害保険への加入促進	計44者
防災訓練の実施	年1回（計5回）

【あだたら商工会の取組】

○事業者BCPに関する国の施策の周知

事業所への巡回訪問時やホームページ上でBCPの重要性と各種関連施策を周知した。

○事業者BCPセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知すると共に、策定の必要性を啓発した。※セミナーの開催内容は以下のとおり。

日時	演題	講師
R7. 1. 7	ジギョケイ（事業継続力計画）作成及び必要な損害保険の（商工会員割引制度）の案内 損害保険相談会	あいおいニッセイ同和損害 保険(株) 渡辺 加代 氏
R7. 9. 10	激甚化する自然災害から会社を守る事前対策とは？ 事業継続計画（BCP）オンラインセミナー	三井住友海上あいおい生命 保険(株) 小川 隼人 氏
R7. 12. 3	事業継続力強化計画策定セミナー ～事業と雇用を守る！～ ※二本松商工会議所と共催	独立行政法人中小企業基盤 整備機構 小島 公一 氏

○東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)等の保険会社と連携した各種損害保険への加入促進

<ビジネス総合保険制度>

賠償責任リスクや事業休業の補償、財産・工事に係る保証を一本化した制度。

災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）に遭った際の休業損失を補償している。

#### <業務災害補償プラン>

労災事故が発生した際の従業員に対する補償や、労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を保証する制度。

### ○事業継続力強化支援計画の実施状況

項目	成果（令和3年度～令和7年度）
市内小規模事業者に対する事業者BCPの策定に係る指導	計5者
事業継続力強化に関するセミナー	計3回
各損保会社と連携した損害保険への加入促進	計4者
防災訓練の実施	年1回（計5回）

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【二本松商工会議所の課題】

二本松商工会議所では、福島県から認定を受けた第一次事業継続力強化支援計画（令和3年2月12日認定）に則り、小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施してきた。具体的には事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起、損害保険の加入等の普及啓発、事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報提供、事業者BCPの策定に関する指導及び助言とフォローアップなどを実施してきたものの、小規模事業者の当該事業に対する関心は十分には高まっていない。

### 【あだたら商工会の課題】

あだたら商工会では、福島県から認定を受けた第一次事業継続力強化支援計画（令和3年2月12日認定）に則り、小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施してきた。

新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな生活様式の導入など、地区内小規模事業者に対し普及啓発してきたが、5類感染症に位置付けられるとともに身近に自然災害が無かったことにより当事者意識が低くなり、災害および感染症リスクの再認識と事前対策の必要性の啓蒙が不十分であった。

### 【対策】

事業者BCP関連セミナー開催や日々の面談・巡回訪問をとおして、災害及び感染症・サイバーリスクの再認識を周知する。

以上を踏まえ、次に掲げる項目（3 目標）の実施をとおして、二本松商工会議所及びあだたら商工会が抱える課題の解決を図る。

## 3 目標

### 【二本松商工会議所の目標】

- 必要に応じて、商工会議所自身のBCPを定期的に更新する。
- 会員・非会員を問わず、管内の小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスク、サイバーリスクを認識させ、事前対策の必要性を啓蒙していく。  
その際、簡易版BCPシートを配布し、事業者BCPの策定を推進する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、二本松市及びあだたら商工会との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- BCP関連セミナーを年1回、開催する。

**【あだたら商工会の目標】**

- 業務に大きな支障が出ないよう、商工会自体の危機管理マニュアルを定期的に更新する。
- 地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスク、サイバーリスクを再認識させると共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、二本松市及び二本松商工会議所との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- BCP関連セミナーを年1回、開催する。

**【定量的目標】※二本松商工会議所・あだたら商工会 合計**

項目	成果（令和8年度～令和12年度）
事業者BCPの策定・見直し件数	年間5件（計25件）
各損保会社と連携した損害保険への加入促進件数	年間5件（計25件）
BCP関連セミナーの開催件数	年1回（計5回）

**4 その他**

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に対して報告を行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### （1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- 経済産業省が公表する認定事業者一覧に基づき、市内小規模事業者の認定取得状況把握を図る。
- 巡回訪問や窓口相談、アンケート実施、BCPセミナー実施を通じて、市内小規模事業者のBCP策定状況、訓練の実施有無、損害保険・共済への加入状況を詳細に調査・分析する。

#### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- 巡回や窓口相談の際に、二本松市総合ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 会報やホームページ、市広報をとおして国・行政の施策やリスク対策の必要性、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### （3）フォローアップ

- 事業所巡回又は面談の際に、事業者BCPの取り組み状況について確認を実施する。  
取り組み不調又は計画未策定の場合は、簡易版BCPシート「いざという時のために！」を活用して策定を後押しする。
- 二本松市主催の防災訓練への参加を促す。
- 事業者BCP策定後5年が経過した事業者に対し、巡回訪問や窓口相談対応時に計画の見直しについての指導を行う。
- 支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### （4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- 会報などで管内事業者の事業継続力強化に関する好事例を掲載する。
- 地域毎や業種毎に関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### （5）関係団体等との連携

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構や福島県よろず支援拠点、損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員・非会員を問わず広く普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 関係機関とのセミナー共済。

### 3 その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に対して報告を行う。

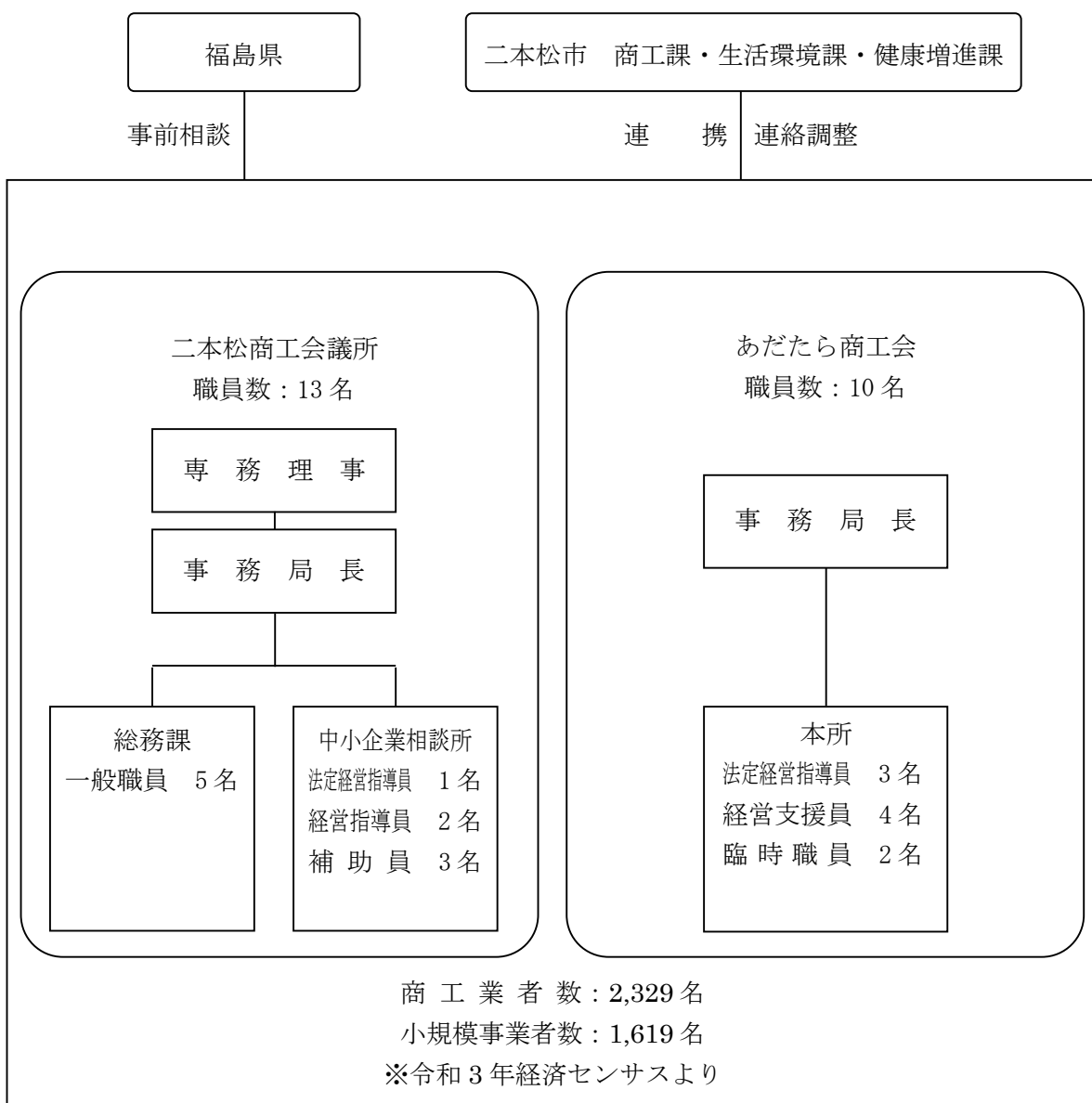
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- 二本松商工会議所、あだたら商工会、二本松市（商工課・生活環境課・健康増進課）が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、打ち合わせを実施する。
- また、認定主体である福島県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②広域的な支援体制

- 当市が会津地方と浜通り地方の両地域に接する県内唯一の市であること、主要産業が幅広く点在していることから、より効率的な支援を行うために、二本松商工会議所とあだたら商工会は連携して支援を行う。

③二本松商工会議所及びあだたら商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- 二本松商工会議所は、在籍する法定経営指導員・経営指導員・補助員の体制で定期的に巡回指導を実施する。その際には経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体的な支援体制を構築する。
- あだたら商工会は、在籍する法定経営指導員・経営支援員の体制で定期的に巡回指導を実施する。その際には経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体的な支援体制を構築する。
- 保険加入促進については、市内の損保会社代理店等と連携した支援体制を構築する。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- 二本松商工会議所とあだたら商工会の法定経営指導員の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- 上記で把握・検証した実施状況を二本松商工会議所・あだたら商工会・二本松市の3者で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う（年1回開催する打ち合わせ時）。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- 毎年1回実施するBCPセミナーに職員も積極的に同席し、防災・現在や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

《二本松商工会議所》

○氏名：奥平 喜広（連絡先は後述）

《あだたら商工会》

○氏名：佐々木 茂彦、安齋 幸恵、丹治 研也（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 奥平 喜広 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①二本松商工会議所 中小企業相談所

〒964-8577

福島県二本松市本町一丁目 60 番地 1

TEL : 0243-23-3211 / FAX : 0243-23-6677

メールアドレス : ncci@nihonmatsu-cci.or.jp

②あだたら商工会 (本所 安達振興センター)

〒969-1404

福島県二本松市油井字背戸谷地 11 番地 2

TEL : 0243-23-5854 / FAX : 0243-22-4438

メールアドレス : adachi@f-adatara.jp

③二本松市 (産業部 商工課)

〒964-8601

福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL : 0243-55-5120 / FAX : 0243-22-8533

メールアドレス : shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

④二本松市 (市民部 生活環境課)

〒964-8601

福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL : 0243-55-5102 / FAX : 0243-22-4479

メールアドレス : seikatsubousai@city.nihonmatsu.lg.jp

⑤二本松市 (保健福祉部 健康増進課)

〒969-1404

福島県二本松市油井字砂田 101 番地

TEL : 0243-55-5109 / FAX : 0243-23-1714

メールアドレス : yobo@city.nihonmatsu.lg.jp

その他

○上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に対して報告を行う。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	600	600	650	650
①BCP専門家派遣費用	150	150	150	150	150
②BCP普及啓発に関する印刷費	200	250	250	300	300
③評価会議開催費	100	100	100	100	100
④防災、感染症対策費	50	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、福島県補助金、二本松市補助金、各種事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

